

## 高岡市議会 3月定例会提出議案について

### 1 件数

- ・初日提案(3月1日)54件(予算15件、条例25件、その他13件、報告1件)
- ・追加提案(3月5日)平成24年度各会計補正予算
- ・追加提案(3月21日)1件(人事1件)

### 2 議案の概要(予算議案を除く。)

#### (1) 条例(25件)

#### 1 高岡市職員定数条例の一部を改正する条例

【人事課】

#### (趣旨)

退職、採用等の職員数の変動に伴い、職員定数を改正するもの

#### (主な内容)

区 分		平成 25 年度	平成 24 年度	差 引
議会の事務局の職員		11	11	
市長の事務 部局の職員	一般職員(下欄に掲 げる職員を除く。)	958	984	26
	高岡市民病院事業会 計に属する職員	505	505	
水道事業管理者の事務部局の職員		70	72	2
監査委員の事務局の職員		5	5	
農業委員会の職員		5	5	
教育委員会の事務局の職員		63	65	2
教育委員会の所管に属する学校そ 他の教育機関の職員		150	150	
消防職員		228	228	
合 計		1,995	2,025	30

- ・施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

---

## 2 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

「高岡市障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正」

「高岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正」

「高岡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正」

附則「高岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」

【社会福祉課】【人事課】【消防本部総務課】

---

### (趣旨)

障害者自立支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

### (主な内容)

#### 1 引用する法律の題名の変更

現 行：障害者自立支援法

改正後：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

#### 2 審査会の委員定数の変更

現 行：10 人

改正後：15 人

#### 3 審査会の名称の変更

現 行：障害程度区分判定等審査会

改正後：障害支援区分判定等審査会

・施行期日 1 及び 2 は平成 25 年 4 月 1 日、3 は平成 26 年 4 月 1 日

---

## 3 高岡市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例等の一部を改正する条例

「高岡市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正」

「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例の一部改正」

「高岡市水道事業管理者の給与等に関する条例の一部改正」

【人事課】【教育委員会総務課】【水道局総務課】

---

### (趣旨)

特別職の給料を臨時的に減額するため、所要の措置を講ずるもの

### (主な内容)

・平成 25 年 4 月から平成 27 年 3 月までの間における市長、副市長、教育長及び水道事業管理者の給料の減額

市 長 15%

副市長、教育長及び水道事業管理者 7%

・施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

---

**4 高岡市職員の給与に関する条例及び高岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例**

【人事課】【水道局総務課】

**(趣旨)**

富山県人事委員会勧告に準じて、自宅に係る住居手当を廃止するもの

- ・ 施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

---

**5 高岡市長の調査等の対象となる法人を定める条例（新規）**

【都市経営課】

**(趣旨)**

地方自治法施行令の一部改正に伴い、市長の予算の執行に関する調査権及び議会への経営状況の報告の対象となる出資率 4 分の 1 以上 2 分の 1 未満の法人を定めるもの

**(主な内容)**

市長の予算の執行に関する調査権等の対象となる法人を「万葉線株式会社」とする。

- ・ 施行期日 公布の日（議会への経営状況の報告は、平成 25 年度から行う。）

---

**6 高岡市合併地域振興基金条例の一部を改正する条例**

【都市経営課】

**(趣旨)**

高岡市合併地域振興基金条例に処分に関する規定を追加するもの

- ・ 施行期日 公布の日

---

**7 高岡市母子生活支援施設条例を廃止する条例**

【児童育成課】

**(趣旨)**

高岡市母子生活支援施設「高岡市たんぽぽ苑」を廃止するもの

- ・ 施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

---

## 8 高岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (新規)

【高齢介護課】

### (趣旨)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号。以下「第1次一括法」という。)等における「介護保険法」の改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるもの

### (主な内容)

指定地域密着型サービスの従業員数、宿泊室の床面積、利用定員等について、次に掲げる本市独自基準を除き、省令等と同等の基準とする。

#### 〔独自基準〕

- ・ 諸記録の保存期間

国基準：2年間      本市基準：5年間

- ・ 施行期日 平成25年4月1日

---

## 9 高岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(新規)

【高齢介護課】

### (趣旨)

第1次一括法等における「介護保険法」の改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるもの

### (主な内容)

指定地域密着型介護予防サービスの従業員数、宿泊室の床面積、利用定員等について、次に掲げる本市独自基準を除き、省令等と同等の基準とする。

#### 〔独自基準〕

- ・ 諸記録の保存期間

国基準：2年間      本市基準：5年間

- ・ 施行期日 平成25年4月1日

---

## 10 高岡市新型インフルエンザ等対策本部条例（新規）

【健康増進課】

### （趣旨）

新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布に伴い、高岡市新型インフルエンザ等対策本部の組織、会議等について定めるもの

- ・ 施行期日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日

---

## 11 高岡市道路の附属物である自動車駐車場の標識に関する条例（新規）

【都市計画課】

### （趣旨）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号。以下「第 2 次一括法」という。）における「道路法」の改正に伴い、道路の附属物である自動車駐車場の利用に関する標識の表示事項を定めるもの

### （主な内容）

道路の附属物である自動車駐車場に設置する標識について、省令と同等の表示事項とする。

- ・ 施行期日 公布の日

---

## 12 高岡市都市公園条例の一部を改正する条例

【花と緑の課】

### （趣旨）

第 2 次一括法における「都市公園法」の改正に伴い都市公園及び公園施設の設置基準を定めるとともに、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正に伴い都市公園における高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための基準を定めるもの

### （主な内容）

市が管理する都市公園の配置、規模等の基準及び都市公園における高齢者、障害者等の移動や施設利用の円滑化を図るための園路、駐車場、便所等の基準について、次に掲げる本市の独自基準を除き、政令等と同等の基準とする。

〔独自基準〕

- (1) 公園施設として設けられる建築物の面積割合

国基準：敷地面積の 2 %      本市基準：最大 4 %

(2) 移動等円滑化のための園路等の縦断勾配

国基準：勾配 5 % 以下      本市基準：4 % 以下に厳格化

・施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

---

### 13 高岡市下水道条例の一部を改正する条例

【下水道管理課】

#### (趣旨)

第 2 次一括法における「下水道法」の改正に伴い、公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理の基準を定めるもの

#### (主な内容)

市が管理する公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準について、政令と同等の基準とする。

・施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

---

### 14 高岡市市道の構造の技術的基準等に関する条例（新規）

【道路建設課】

#### (趣旨)

第 1 次一括法等における「道路法」の改正に伴い、市道の構造の技術的基準等を定めるもの

#### (主な内容)

市道の幅員、線形、視距、勾配等に関する技術的基準等について、政令と同等の基準とする。

・施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

---

### 15 高岡市市道に設ける案内標識等の寸法に関する条例（新規）

【道路建設課】

#### (趣旨)

第 1 次一括法における「道路法」の改正に伴い、市道に設ける案内標識、警戒標識等の寸法を定めるもの

#### (主な内容)

市道に設ける案内標識、警戒標識等の寸法及び文字の大きさに係る基準について、府省令と同等の基準とする。

・施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

---

16 高岡市市道の移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例（新規）

【道路建設課】

**（趣旨）**

第2次一括法における「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正に伴い、市道における高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための基準を定めるもの

**（主な内容）**

市道における高齢者、障害者等の移動や施設利用の円滑化を図るための舗装、勾配、高さ等の基準について、次に掲げる本市の独自基準を除き、省令と同等の基準とする。

〔独自基準〕

- ・ 横断歩道に接続する歩道等の段差

国基準：2センチメートルを標準      本市基準：2センチメートル以下

- ・ 施行期日 平成25年4月1日

---

17 高岡市道路占用料条例の一部を改正する条例

【高岡建設管理センター】

**（趣旨）**

道路法施行令の改正に伴い、同政令を引用する条項の整理等を行うもの

- ・ 施行期日 平成25年4月1日

---

18 高岡市準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例（新規）

【土木維持課】

**（趣旨）**

第1次一括法における「河川法」の改正に伴い、準用河川に係る河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定めるもの

**（主な内容）**

市が管理する準用河川の堤防、床止め、堰等の構造に関する技術的基準について、政令と同等の基準とする。

- ・ 施行期日 平成25年4月1日

**（趣旨）**

空き家等の適正な管理に関し市及び所有者等の責務を明らかにするとともに、老朽化等により管理不全な状態にある空き家等に対する措置について定めることにより、生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的に、新たに条例を制定するもの

**（主な内容）**

1 市及び所有者等の責務

市の責務：空き家等の適正な管理に関する市民等の意識の啓発を行うとともに、所有者等が行う空き家等の適正な管理について、必要な支援を行う。

所有者等の責務：空き家等が管理不全な状態にならないよう、常に適正な管理を行わなければならない。

2 空き家等に対する市の措置

助言：空き家等の状態に応じて、所有者等に対し、対応策や各種業者を紹介するなどの助言を行う。

指導：管理不全な状態の空き家等については、指導を行う。

勧告：助言や指導に従わない場合は、適正管理のための必要な措置をとるよう勧告を行うことができる。

命令：所有者等が勧告に従わない場合は、建築基準法に基づく命令処分を行うことができる。

行政代執行：所有者等が命令に係る措置を履行しない場合は、建築基準法に基づく行政代執行を行うことができる。

3 市の代行措置

緊急安全代行措置：指導等又は勧告を行った場合において、緊急に危険を回避する必要がある場合は、所有者等の同意のもとに、市が必要最小限の対応を代行できる。

命令代行措置：所有者等から命令に係る措置を履行することができない旨の申出があったときは、所有者等の同意のもとに、市が当該措置を代行できる。

・施行期日 平成 25 年 6 月 1 日



---

## 20 高岡市営住宅条例の一部を改正する条例

【建築住宅課】【高岡建設管理センター】

---

### (趣旨)

第1次一括法における「公営住宅法」の改正に伴い、市営住宅等の整備基準、入居資格に係る収入基準等を定めるもの。あわせて、市有住宅大滝宿舎の有効活用を図るため、所要の改正を行うもの

### (主な内容)

#### 1 第1次一括法への対応

整備基準については省令と同等の基準とし、入居収入基準については低所得階層の入居が多い本市の状況を踏まえ、低額所得者の居住の安定を図るため、収入上限額を現行の214,000円に据え置く。

#### 2 市有住宅大滝宿舎の有効活用

市有住宅大滝宿舎について、市長が特に認める場合に限り、入居資格に係る同居要件を適用除外とする。

・施行期日 平成25年4月1日

---

## 21 高岡市立学校設置条例の一部を改正する条例

【教育委員会総務課】

---

### (趣旨)

淵ヶ谷小学校及び西広谷小学校を廃止するもの

・施行期日 淵ヶ谷小学校の廃止は、平成25年4月1日  
西広谷小学校の廃止は、平成26年4月1日

---

## 22 高岡市公民館条例の一部を改正する条例

【生涯学習課】

---

### (趣旨)

新たに西条公民館を設置し、西部公民館の対象区域の見直しを行うとともに、既存公民館の名称変更を行うもの

### (主な内容)

#### 1 西条公民館の設置

対象区域を「西条小学校の区域」とする。

#### 2 西部公民館の対象区域の変更

対象区域を「横田小学校の区域」とする。

3 既存公民館の名称変更

(現 行)	(改正後)
西部公民館	横田公民館
東部公民館	下関公民館

- ・ 施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

---

23 高岡市ふくおか総合文化センター条例の一部を改正する条例

【福岡教育行政センター】

(趣旨)

ふくおか総合文化センターのホール楽屋の増設に伴い、使用料を変更するもの

(主要内容)

現 行：利用時間区分毎に 200 円  
改正後：1 回につき 520 円

- ・ 施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

---

24 高岡市体育施設条例の一部を改正する条例

【福岡教育行政センター】

(趣旨)

福岡体育館を廃止するもの

- ・ 施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

---

25 高岡市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例(新規)

【水道局総務課】

(趣旨)

第 2 次一括法における「水道法」の改正により、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する基準を定めるもの

(主要内容)

水道の布設工事監督者を配置する工事及び布設工事監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準について、政令と同等の基準とする。

- ・ 施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

(2) その他(13件)

---

1 指定管理者の指定について

(高岡市ふくおか総合文化センターアリーナ及びフィットネスジム)

【福岡教育行政センター】

(趣旨)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者を指定するもの

(主な内容)

- ・施設の名称 高岡市ふくおか総合文化センターアリーナ及びフィットネスジム
- ・指定管理者 特定非営利活動法人遊・Uクラブ
- ・指定の期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

---

2 指定管理者の指定の期間の変更について

(高岡市たんぼぼ苑)

【児童育成課】

(趣旨)

高岡市母子生活支援施設「たんぼぼ苑」の廃止に伴い、現在の指定管理者の指定期間を短縮するもの

(主な内容)

- ・施設の名称 高岡市たんぼぼ苑
- ・指定管理者 社会福祉法人高岡市社会福祉協議会
- ・指定の期間 変更前：平成23年4月1日から平成26年3月31日まで  
変更後：平成23年4月1日から平成25年3月31日まで

---

3 工事請負契約の締結について

(高岡市急患医療センター改築工事)

【健康増進課】

(趣旨)

高岡市急患医療センターの改築工事を行うもの

(主な内容)

- ・構造 鉄筋コンクリート2階建
- ・延床面積 約2,500㎡
- ・契約方法 一般競争入札
- ・契約金額 535,500,000円
- ・契約の相手方 寺崎・江尻高岡市急患医療センター改築工事特定建設工事共同企業体  
代表者 高岡市中川本町14番18号  
寺崎工業株式会社

構成員 高岡市中川本町 14 番 18 号  
寺崎工業株式会社  
高岡市大坪町三丁目 9 番 17 号  
江尻工業株式会社

---

**4 工事請負契約の締結について**  
**(高岡市立平米小学校校舎耐震補強工事)**

【教育委員会総務課】

---

**(趣旨)**

平米小学校校舎の耐震補強工事を行うもの

**(主な内容)**

- ・工 事 名 高岡市立平米小学校校舎耐震補強工事
- ・契 約 方 法 一般競争入札
- ・契 約 金 額 204,330,000 円
- ・契約の相手方 和田・昭和高岡市立平米小学校校舎耐震補強工事特定建設工事共同企業体  
代表者 高岡市出来田 14 番地  
株式会社和田鉄工建設  
構成員 高岡市出来田 14 番地  
株式会社和田鉄工建設  
高岡市広小路 6 番 1 号  
昭和建設株式会社

---

**5 工事請負契約の締結について**  
**(高岡市立西条小学校校舎耐震補強工事)**

【教育委員会総務課】

---

**(趣旨)**

西条小学校校舎の耐震補強工事を行うもの

**(主な内容)**

- ・工 事 名 高岡市立西条小学校校舎耐震補強工事
- ・契 約 方 法 一般競争入札
- ・契 約 金 額 222,390,000 円
- ・契約の相手方 シバヤマ・大栄高岡市立西条小学校校舎耐震補強工事特定建設工事共同企業体  
代表者 高岡市京田 162 番地  
シバヤマ建設株式会社

構成員 高岡市京田 162 番地  
シバヤマ建設株式会社  
高岡市中川栄町 3 番 1 号  
大栄建設株式会社

---

**6 工事請負契約の締結について**  
**(高岡市立野村小学校校舎耐震補強工事)**

【教育委員会総務課】

---

**(趣旨)**

野村小学校校舎の耐震補強工事を行うもの

**(主な内容)**

- ・工 事 名 高岡市立野村小学校校舎耐震補強工事
- ・契 約 方 法 一般競争入札
- ・契 約 金 額 292,950,000 円
- ・契約の相手方 中越・サンテン高岡市立野村小学校校舎耐震補強工事特定建設工事共同企業体  
代表者 高岡市米島 282 番地  
中越ロジスティクス株式会社  
構成員 高岡市米島 282 番地  
中越ロジスティクス株式会社  
高岡市蓮花寺 147 番地  
株式会社サンテン・コーポレーション

---

**7 工事委託契約の締結について**  
**(城端線高岡・二塚間自由通路整備委託工事)**

【駅周辺・新幹線対策課】

---

**(趣旨)**

北陸新幹線新高岡駅(仮称)の開業にあわせた城端線新駅の設置に伴い、同駅の利便性確保のため、城端線の東西を結ぶ自由通路を整備するもの

**(主な内容)**

- ・規 模 幅員 約 2 m、延長 約 30m
- ・主たる施設 通路、階段、エレベーター(2基)
- ・契 約 方 法 随意契約
- ・契 約 金 額 289,356,000 円
- ・契約の相手方 大阪市北区中津一丁目 11 番 1 号  
西日本旅客鉄道株式会社大阪工事事務所

---

## 8 財産の処分について

(土地)

【産業企画課】

---

### (趣旨)

大滝工業団地の土地を処分するもの

### (主な内容)

- ・ 処分する財産 土地  
地番 高岡市福岡町大滝 952 番 1 外 2 筆  
面積 11,537.79 平方メートル
- ・ 処分の価格 179,913,944 円
- ・ 処分の相手方 静岡県湖西市吉美 3426 番地  
森精工株式会社

---

## 9 財産の譲与について

(建物)

【生涯学習課】

---

### (趣旨)

市野瀬公民館の建物を地元自治会に譲与するもの

### (主な内容)

- ・ 譲与する財産 建物  
所在 高岡市戸出市野瀬 334 番地  
構造 鉄筋コンクリート造 2 階建  
延床面積 328.82 m<sup>2</sup>
- ・ 譲与の相手方 高岡市戸出市野瀬 334 番地  
戸出市野瀬自治会

---

## 10 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

【都市経営課】

---

### (趣旨)

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、福岡町五位地域における公共的施設の総合整備計画を策定するもの

---

## 11 高岡地区広域圏事務組合同規約の変更について

【都市経営課】

### (趣旨)

高岡地区広域圏組合の事務所の位置を変更するため、規約を一部変更するもの

- ・ 施行期日 平成 25 年 5 月 1 日

---

## 12 富山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

【人事課】

### (趣旨)

富山県市町村総合事務組合に富山県東部消防組合及び新川地域消防組合が加入することに伴い、規約を一部変更するもの

- ・ 施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

---

## 13 高岡市・氷見市・砺波地域消防組合消防指令事務協議会の設置について

【消防本部総務課】

### (趣旨)

高岡市、氷見市及び砺波地域消防組合の消防指令事務を共同して管理及び執行するため、規約を定め、協議会を設置するもの

### (主な内容)

- ・ 名 称 高岡市・氷見市・砺波地域消防組合消防指令事務協議会
- ・ 担任意務 高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市及び南砺市の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達
- ・ 事 務 所 高岡市広小路 5 番 10 号高岡市消防本部内
- ・ 施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

(3) 報告(1件)

---

1 専決処分の報告について

(平成 24 年度高岡市一般会計補正予算(第 6 号))

(平成 25 年 1 月 18 日専決)

【財政課】

---

(趣旨)

平成 24 年度の除雪対策事業に対処するため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、予算補正を専決処分したもの

(主な内容)

歳入歳出予算に 100,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 79,256,089 千円とする。

**最終日追加提案(1件)**

・人事案件(1件)

- ・ 人権擁護委員の推薦について意見を求める件

澤 豊志氏(4期)の任期が平成 25 年 6 月 30 日で満了することに伴うもの